

愛西市の空き家の現状は



島田 浩 議員

質問

近年、空き家問題について全国的に取りざたされている。人が住まなくなった家は早々に劣化が進み、街に寂れた印象を与える。周囲の生い茂った雑草や、伸びた木・枝など景観上悪影響を与えるだけでなく、虫害が発生、不審者の侵入、放火や火遊びの対象になることも懸念される。

市としてこの空き家対策をどのように考え、どの程度現状把握をしているか。

総務部長

現在まで統計的に調査したことはない。人が住まなくなった住居について、管理方法、将来的な取り扱いについて相談はあった。現状は相談が非常に多くなったとか、近隣に迷惑を及ぼすような事例が増えてきているような状況になっていないようだ。

消防長

消防署では火災予防条例に基づき毎年空き家の調査、指導を行っている。調査は、11月から12月の枯れ草調査や、

質問

広報などの市内巡回時に実施している。調査方法は、建物の概観や敷地内の状況などにより、空き家と思われる住宅は近隣住民の聞き取り調査などで確認している。

空き家の所有者に管理を求めたり、撤去を命令したりする空き家対策条例を16都道府県、31自治体が制定している。

埼玉県所沢市では、管理が不十分な空き家の所有者に適切な措置をとるよう勧告や命令を行い、従わない場合は、所有者の氏名と住所を公表する規定を盛り込んだ条例を2010年7月に制定。20件の自主撤去に応じるなどの効果があったと聞いている。

愛西市はこの空き家対策条例が必要か否か現状を踏まえつつかがう。

総務部長

他の自治体の制定状況を見ると、大きく3つの観点により条例が作成されているよう

- 1、管理不足による周辺への悪影響。防犯・防災に関する懸念に対応するもの。
- 2、もっと積極的に、明らかに周辺に対し危害を及ぼす影響があると認められるものに対する、いわゆる行政代執行を行う措置まで考慮したもの。
- 3、都市整備まで視野に入れた総合的なまちづくりを進めていく観点の中で、空き家を整備していくもの。

愛西市の現状を見ると、個人レベルの問題としてとらえられているのが一般的ではないか。そして、私人が所有する建物へは、実際、行政が積極的にかわりにくい特性もあり、提案という形の中で勉強はしていくことに変わりが無いが、今日現在、条例を制定するという段階までには、至っていない。

平成23年度空家調査及び指導実績

	調査件数	指導件数	指導内訳		
			枯草	未施錠	可燃物放置
佐屋地区	100	11	3	7	3
立田地区	38	6	5	1	0
八開地区	30	6	4	4	2
佐織地区	57	10	8	3	0
合計	225	33	20	15	5

※重複指導あり